

2014年度

関西大学会計専門職大学院

入学試験問題（3月募集）

[一般入試（素養重視方式）]

小論文

受験上の注意事項

1. 監督者の指示があるまで、この問題用紙を開くことはできません。
2. 試験場においては、すべて監督者の指示に従ってください。
3. 問題は 11 ページまであります。
4. 試験時間は 90分 です。
試験開始から終了までの間、試験教室からの途中退出はできません。
5. 机上には受験票、筆記用具、時計（計時機能のみのもの）以外のものは置かないでください。
6. 時計のアラームは解除し、また、携帯電話、PHS等は必ず電源を切ってカバンにしまってください。
7. 不正行為を行った者は試験を無効とします。

入学試験日 2014年3月16日（日）

小論文

問題

次の資料〔第183回国会 衆議院 財務金融委員会 第3号（平成25年3月19日）会議録（部分）〕を読んで以下の問いに答えなさい。

- (1) S委員は、消費税法附則18条（消費税率の引上げに当たっての措置）1項における経済成長率等の見積もりが困難であることを認識した上で、3項の存在を指摘しています。それでは、3項は1項とどのように関係しているか答えなさい。

【参考－附則18条3項 この法律の公布後、消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第二条及び第三条に規定する消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前二項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。】

- (2) 消費税の税率アップに伴う逆進性対策として、複数税率が提案されていますが、この提案にはなぜインボイス方式の導入が必要となりますか。その理由を答えなさい。

- (3) S委員は消費税制度の設計に関して、ゼロ税率に触れていますが、現在非課税となっている診療報酬に関して、ゼロ税率が適用された場合のメリットとデメリットについて述べなさい。

- (4) S委員が指摘するアマゾンによるインターネット通販の例では、課税上何が問題となっているか簡潔に答えなさい。

資料〔第183回国会 衆議院 財務金融委員会 第3号（平成25年3月19日）会議録（部分）〕（固有名詞は記号化するなど一部改作しています）

○K委員長 次に、S君。

○S委員 日本維新の会のSです。

まず、消費税につきまして、最初幾つかお尋ねをいたします。

本日も他の方の質疑の中で取り上げられていました、消費税増税法案の附則十八条一項について少しお尋ねします。

「平成二十三年度から平成三十二年度までの平均において名目の経済成長率で三パーセント程度かつ実質の経済成長率で二パーセント程度を」云々というふうにあります。

実際には、この法案は、来年、二〇一四年四月に八％に消費税を増税して、その後、二〇一五年十月に一〇％に引き上げるというふうなものですので、この附則十八条に基づいて、経済成長率等々について、それを見て実際に判断をするタイミングというのがどういうものなのか、そこを確認させていただきたいと思います。

まず、来年四月に八％に上げるということは、普通に考えますと、半年前、二〇一三年の九月ぐらいかなというふうにも思います。

ただ、ここにあります、法解釈になると思うんですけども、平成二十三年度から平成三十二年度までの平均というふうな書き方をしておりまして、これは、七年先までの平均というのをどういうふうに見積もっていくのか、具体的にどのように経済成長率等々を考えていくのか、それについてお尋ねいたします。

〔委員長退席、Y委員長代理着席〕

○A 国務大臣 これは、先ほどR先生に質問されたところと関連するところですけども、税制改正大綱の、いわゆる附則の十八条の三項に関係しているところなんだと思います。

我々としては、少なくとも、七年先までわからぬじゃないかと言われたら、それはおっしゃるとおりです。なかなかそこまで予想して、全部が全部正確にできているとは私どもも思いませんが、そういった景気が上昇していくであろうというようなことを前提にしてある程度考えておりますので、それに当たって、来年どれぐらいにするかといえば、大体半年ぐらい前とするならば、九月いっぱいとか十月とか、そういったところまでには判断を出さねばならぬところだと思います。

それに当たってどういったことを勘案してやるかということをお尋ねされれば、いろいろな経済指標ということをお尋ねされたけれども、世の

中の景気また消費の動向、QE、いろいろなもの、経済指標というのはいっぱいありますけれども、そういったものの中で、給与はどれぐらい上がっているかということも勘案するべきだという御意見もさっき頂戴しましたけれども、そういったものをやはり勘案しながら私どもとしては八%というものをやらせていただいて、増税した方がいいが減収になったなんというのでは話になりませんので、そういったことにならないように、きちんとした態様のものを、やっても大丈夫と言えるようなものにした上で、増税を決定せねばならぬものだと思っております。

○S委員 確かに、この附則十八条三項のことを今挙げられましたけれども、七年後までのGDPなりの平均値はどう見積もるんだと。確かにこれはどだい無理な話でありまして、御指摘のとおり、それで三項があるわけです。

さまざまな経済指標を確認しというふうにありますので、それで、今、一生懸命経済対策ですとかを実施されているところだと思えますけれども、これはどう考えてみましても、当たり前の話ですけれども、増税というのは、究極のデフレ政策といたしますか、景気を冷やす効果のある政策であります。いかにアベノミクス効果といたしますか、今、株価が上昇したりですとか、円安に振れたりですとか、そういった、実際には、企業の業績がこの三月末で幾らか出てくると思うんですけれども、それがどうなるかまだわからない状態の中で、期待感を持って恐らく株価も上がってきているんだと思うんです。それが実際にどうなっていくのかというのは、これまた九月ぐらいまで待たなくちゃわからない話でありますけれども。

それにしても、この大增税、三%分の消費税といたしますと、やはり七兆円ですとかそこらのオーダーになってくると思うんですけれども、そしてまた、さらには一〇%まで引き上げていく。こういった景気を冷やす効果のある政策を、三党合意をもって、また、この法律でもってこれから実施されていくに当たって、今回の補正予算なりの経済対策、あるいは十五カ月予算と称していらっしゃいますけれども、こういったもので十分とお考えなのか、あるいは、もっと何かしらやらなくちゃいけないとお考えなのか、その辺はいかがでしょうか。

○A 国務大臣 これは、S先生、あと半年ぐらいたたぬと、これの効果がどれぐらい出てくるものなのか、正直言って、私ども、いま一つ確信があるわけではございません。

ただ、昨年末、この第二次B内閣がスタートをいたしましたときに比べれば、間違いなく、企業は、少なくとも輸出関連企業は大きな利益を為替の差益によって得るということになりましたし、また、株価が上がったために、五兆、六兆、もっと行っているかな、そういった含み資産が一挙に出ること

にもなりましたし、いろいろな意味で、企業としては、その資産内容ともども、よくなった形になってきておるといのは事実だと思います。

問題は、それから先、その企業がさらに設備投資をする、給料を配分する、配当性向を上げる、労働分配率を上げる、いろいろな経済用語がありますけれども、そういったようなものをして、結果として、三本目の矢と言われております経済成長というものがきちんといくという流れが出てくるのを確信できる場所にさせるために何をするかというのが目先でして、いろいろな意味で、設備投資減税とか、正規で雇っていただいた企業には幾ら減税しますとか補填しますとかいうことを申し上げているのはそういうところでありまして、全体の流れが上がってくるようになるのには少々時間がかかることは確かでありますので、私どもとしては、日銀との間にも、日本銀行も金融は徹底してこれに参画していただきますということもお約束いただいております。

そういった意味では、我々として、少なくとも一月に始めたころに比べれば、今の方がまだ少し芽が出てきたかなという感じがしているのが正直なところですよ。

〔Y委員長代理退席、委員長着席〕

○S委員 ありがとうございます。

大臣御指摘のとおり、やはり三本目の矢といいますか、これから実体経済にどう影響を与えていくのか、特に、雇用をふやし、また投資をふやしていく。そのためには、やはり規制緩和であるとか、労働市場を流動化させていくですとか、今、産業競争力会議の方で議論されておりますけれども、大胆な規制緩和ですとか、そういった制度改革をぜひ行っていただきたいということも私も指摘しておきます。

ただ、今回、これも指摘だけですけれども、税制改正法案を拝見いたしますと、確かに、投資ですとか雇用を促進する新たな税制というのはありますけれども、例えば生産等設備投資促進税制の創設、立派な名称ではありますけれども、三〇%の特別償却ですとか三%の税額控除、みみっちいといったらみみっちいわけです。

私自身、大分前になりますけれども、役所に勤めておりました際に、マレーシアの日本大使館に勤務した経験があります。その際、シンガポールですとかマレーシアですとか、やはり大変な投資優遇税制。こんなものじゃないですね。そもそもの法人税率自体が低いですし、また、業種を絞って、これからの成長産業と見込まれる分野については投資促進税制、それから、一旦やってきた外資が帰らないように、再投資税額控除であるとか、もっと大幅な投資促進税制もあったと思うんですけれども、その辺、今後踏み込んでいられるおつもりがおありかどうか、お聞かせください。

○A 国務大臣 これは、S 先生、それこそ今からの景気の動向次第です。

規制が緩和される。いろいろな意味で、規制というのは、日本の場合、海外から、いわゆるノンタリフバリアと言われる種類の非関税障壁の部類に思われている部分がありますので、そういったものが仮に産業競争力会議等々で規制緩和される、外資が入ってきやすくなるなどなど、いろいろなことになると、いきなり日本に対して外資が入ってくる、また、外国の企業がここでやる。労働賃金というのは、日本が下がった分だけ海外が上がってきておりますので、海外格差というのは、先進国と日本の間はかなり差がなくなってきた上に、新興国も上がってきておりますので、その意味では、十年前、十五年前とは随分情勢も変わってきております。

その意味では、情勢は変わったとは思いますが、我々として、さらにこれの投資優遇税制を直ちに今やらねばならないかといえば、しばらく情勢を見た上でないと、これ以上のことは申し上げられる現状にはございません。

○S 委員 もちろん、景気動向等、成長率の推移等を見ながらとは思いますが、やはり日本を変えていく、強い日本の経済をつくっていくためには、とにかくやるべきことというのは幾らかわかっている部分もあるわけですから、こういった法人税制の改革ですとか、こういったものはしっかりと、我々も提言しますし、また政府としても進めていっていただきたいというふうに考えます。

ちょっと細かい話をいたしますけれども、消費税の税率が上がるに伴って、逆進性対策と申しますか、複数税率の提案とかもなされております。きょうぜひ取り上げたいのは、やはりインボイス制度、インボイス方式の導入についてであります。

これまで、税制調査会等に、各種中小関係団体あたりから要望事項も来ております。それとかを拝見しておりますと、これはずっと昔から言われておることではあるんですけれども、インボイス方式に移行した場合に、事務負担が増大するというふうな反対論がたくさんあります。とはいえ、事務負担がどれだけあるのかないのかというのは、既にヨーロッパ諸国等々、大変多くの例もありますし、事務負担というのは、ややきれいごとに過ぎるんじゃないかなと思っております。

やや、げすの勘ぐりではありますけれども、EU諸国でなぜこういった付加価値税制が広まるに至ったかということ、その最大の要因として挙げられておりますのが、やはり売上げの捕捉をしっかりとできる、あるいは、多段階付加価値税ですので付加価値の捕捉がしっかりとできる。確かに、課税される側からすれば、課税といっても、これはもちろん最終的に負担するのは最終

消費者でありますけれども、途中の段階の小売業者等々、売り上げが完全に把握されるのが嫌だということで、こういった反対論があるのではないのかなというふうに考えております。

日本税理士会連合会がなぜ反対するのか、私は、正直言って、これは本当に理解しづらいなと思っております。一方で、日本商工会議所ですとか全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会、これらは政府税調に提出された資料の中に挙がっておる団体名ですけれども、こういったところも一様に、インボイス制度、インボイス方式の導入に反対しております。

この辺について、A大臣、どのようにお考えになっておりますでしょうか。

○M副大臣 済みません、私の方からお答えをさせていただきたいと思いません。

今、先生いろいろ御指摘いただきましたが、当然、インボイスというのは、複数税率のもとでは事業者が適正に仕入れ税額の計算を行うために必要となる、お話しのと通りの仕組みでございます。

同時に、この導入につきましても、いろいろと、事務の煩雑化を招くとか、さまざまな御指摘をいただいておりますけれども、政府としても、与党における御議論というのを十分に踏まえた上で、三党の話もございまして、十分これは検討を行っていく必要があるかと考えておるところでございます。

○S委員 確かに、三党合意の中で、逆進性対策の一つの例として複数税率というものも挙げられておりますし、複数税率をやる以上はインボイス方式に移行していなければできない。逆に、インボイス方式が嫌だから複数税率をやらないというのも通らない理屈だと思いますので、ぜひ、政府としても、このインボイス方式というのを前向きに、導入に向けて具体的に検討をしていただきたいと思っております。

実際、検討は、今どのような感じで、財務省あるいは政府税調で行われているのでしょうか。

○A国務大臣 複数税率、軽減税率、いろいろな表現がありますけれども、それにはインボイスがなければできぬというのは全くおっしゃるとおりなので、今、三党で、税調の方々がこのことについて討議をしておられる、その内容の、どのレベルまで行っているかという内容について、細目知っているわけではございません。

○S 委員 直接、複数税率というわけじゃないんですけれども、よく、今の非課税、先ほどの質疑の中でも取り上げられたようですけれども、消費税の非課税取引の中で、特に社会政策的配慮から非課税となっているものとして、医療があります。

医療の場合、御承知のとおり、控除対象外消費税額というのは、どうしても設備投資が多いものですから、発生して、その償却に年限がかかる等々で、大変困った困ったという声を私自身もよく聞くことがあります。

これはもう制度設計のあり方だと思うんですけれども、今こうやって非課税にしているからこそこういうことになっているわけであって、仮に、ゼロ税率に変えて仕入れ税額控除の対象額に入れてしまうというようなやり方、あるいは、控除対象外消費税額というものを法人税法上の損金に一括して参入してよろしいというふうな制度に改める、あるいは、今ほど申し上げましたように、ゼロ税率ですとかあるいは軽減税率、複数税率というものを含めて考えたところで、これはインボイス方式を導入した上ですけれども、その上でしっかりと仕入れ税額控除を行っていく、こういったやり方もあろうかと思うんですけれども、今後の医療費に関する非課税制度の扱いをどうしていくのか、これについてお尋ねいたします。

○T 政府参考人 先ほども別の先生の御質問にございましたけれども、医療につきましても、福祉も同様でございますけれども、社会政策的配慮ということで、海外の事例、ほとんどがそうでございますが、非課税にしてございます。非課税ですので、仕入れの税額が控除できないということで、大きな医療機器を購入された場合の消費税負担というのが議論になっております。

ただ、これは、診療報酬でどういう対応をするかというのが基本でございます。例えば、五千万円の医療機器を購入したときに、消費税部分と本体部分がございますけれども、そもそも、消費税が存在しなくても、五千万円の医療機器をどういうふうに診療報酬上考えるかという問題は存在しているわけでありまして、消費税の部分だけじゃなくて、本体まで含めて医療の診療報酬制度をどう考えるかという問題に波及するわけでございます。

したがって、先ほど厚生労働省から御答弁がございましたが、厚生労働省でそういう診療報酬のあり方を含めて考えるということでございます。

それから、御指摘の中にゼロ税率という話がございましたけれども、これは、いわゆる売り上げにゼロ%の税率を掛けて、それで引き算をするものですから、全てが還付になるということでございます。

確かに、税負担がきれいになるという点においては、そのとおりでございますけれども、これは、あらゆる取引において、そのゼロ税率についてどう考えるかという議論は出てくるわけございまして、ECにおきましても、ゼロ税率については、この採用をなるべく避けるべきだという判断がな

されておりますし、課税ベースの問題だけではなくて、他の取引との関係も含めて、バランスも考えて考える必要があるということで、先ほど申し上げましたが、医療につきましては、税も含めてでございますけれども、診療報酬を中心にした御議論が今後なされていくものだと考えております。

○S委員 そんな、既にわかっている官僚答弁は、別に結構です。

私が問いたかったのは、今の制度の中で、診療報酬で対応するというようなやり方がそもそも適切なのか。やはり、これは税の世界の話ですので、しっかりと消費税の仕組みの枠内で今後どう改めていくのかということをお聞きしているわけです。ですので、大臣あるいは副大臣、お願いします。

○M副大臣 先ほど、事務方の方からも答弁しましたが、基本的にはそういったいろいろな考え方がある中で、これも先生御案内のとおりで、今、与党間でも協議をしております。また、三党の話し合いの中でも、検討課題として残っておりますので、そこら辺はしっかりと、話は、政治の中で結論を出していきたいと考えております。

○S委員 しっかりと政治の側でこれは議論してください。でないと、診療報酬で手当てしてやるとか、あるいは、そのゼロ税率というのはなるべくやらないというのは、これはインボイス方式が導入されていないということが理由であって、役人の方で幾ら議論をしても答えは出ないんですよ。ですので、役人の答えなんかきょうは期待していませんけれども、政治家として、政府として、しっかりとこの辺は検討をお願いしたいというふうに思っております。

そして、消費税につきまして、もう一つ、課税の穴といいますか、これを指摘しておきたいと思えます。

今、音楽コンテンツですとか電子書籍であるとか、海外のサーバーなり海外の会社から日本でダウンロードして、それで音楽なりを楽しむ。今、大変、日本の音楽業界、市場が売り上げを縮小したといたしても、それはCDなりからそういったダウンロード市場に置きかわっているというふうに言われているわけです。

特に、外国にサーバーがある場合は、基本的に国外取引となりますので、消費税がかからない。一方で、国内事業者が同じようなサービスをしたときに、こっちは国内取引ということになりますので、もちろん消費税が課税されていく。ここのところの不公平といいますか、事業者の側からすると、価格において最初から、今であれば5%、今後は8%なり10%という差がついてきて、なかなか、商売上、公平な土俵だととても言いがたいという状況

が実際あります。これについてどのように対応していかれるおつもりなのか、お尋ねいたします。

○A 国務大臣 これは今に始まった話じゃないので、昔から言われているところではあるんですけども、御指摘のとおり、この消費税制度では、インターネットを通じたサービスの提供は基本的には国外取引と整理をされていますので、消費税が課されていないところが問題だと言っておられるんだと思うんですが、このような国境を越えた取引がいろいろ行われておりますということは、消費税の課税のあり方に対する検討の際には、経済活動に対する中立性の確保とか、また国内外の事務負担に与える影響とか、適正とか公平とか、いろいろな課税の確保など、すごい幅広い話がいろいろあります。

今後ともこれは検討せねばならぬと言われつつも、どうやって実際捕捉できるのかと言われると、現実問題、捕捉できる技術面からいくと、これは極めて難しいので、インターネットを徹底して監視するのかと言われると、ちょっと、これはなかなか、自由にそういうことができますかねと言われる問題等々、考えねばならぬ問題が幅広くて、税法というものが、今の技術の進歩とか、インフォメーションとコミュニケーションテクノロジーのICTの技術に追いついていないというのが現状で、これは国に限りませんけれども、ほかの国でもほぼ同様な問題をそれぞれ抱えておられると存じます。

○S 委員 なかなか難しいというのは御指摘のとおりだと思いますけれども、私が申し上げたいのは、そういうことによって、国内の同種の事業を行っている者が不利な立場に置かれる。これはまさに、私、実際、電子書籍等々を扱っていらっしゃる会社の方と話しておりまして、彼なんか本当にもう、海外移転といいますか、国内の産業の空洞化ですけれども、こんなのであれば、もう外国に本社を移転しようかなというふうなことを、まあ、経営者としては当たり前ですけども、考えるわけですよ。

そういった意味でいえば、幾つかやり方はあるかと思えます。インターネット取引のコンテンツのダウンロードであるとかに関しては、国内事業者も外国事業者と同様に扱うですとか、いろいろなやり方はあるかと思えます。もちろん、それで税収が減るといえるのは困るなといえるのはあるかと思うんですけども。あるいは、これは付加価値税制としていえば、OECDでも検討されているようでして、EU諸国内では幾つか、もちろん、インボイスはありますので、事業者の番号を振っておりますから、そこで調整をするというような対応もとられていると聞きます。

そういった意味では、先ほどから申していますように、しっかりとインボイス制度も導入した上で、課税事業者の番号をちゃんと振って、それに関し

ては特別な取り扱いをするのですとか、あるいは、もういっそのこと、取引高税といいますか売上税的に、日本国内で売り上げがあった分についてはとにかく一定程度は課税するんだというふうな、制度の抜本的な変更というのもあり得ると思うんですけれども、そういった将来の検討の方向性というのを、今どういった形でお考えでしょうか。

○M副大臣 消費税につきましては、先ほど大臣からもお話がありました、先生御指摘の、アマゾンとかグーグルとかいろいろの問題を抱えております。ただ、これは、グローバル化した経済環境のもとで、こうした外国企業に対する課税のあり方、これはお話もありましたが、OECD等の国際機関においても議論をされております。

ともかく、外国企業に対する適正な課税を図っていきたいと思っておりますが、その中でも、途上国など幅広く海外で活動する我が国の企業も実はあるわけでありまして、そうしたものが外国において同様の課税を受けるということが望ましいのかどうかという点等々、いろいろな面を勘案しながら検討を進めていきたいということでございます。

○S委員 電子商取引の世界というのは、本当に毎年毎年爆発的に売り上げが増加している領域ですので、難しいから難しいなど言っているだけじゃなくて、しっかりと具体的に、これからそういったグローバル化した、それからネット社会における税制のあり方というものをぜひ検討していただきたいと思えますし、そういった議論は、こういった国会の場でも議論をさせていただきたいというふうに思っております。

これと関連して、この間の本会議でも一言指摘いたしましたけれども、例えばアマゾンという会社がインターネット通販で随分売り上げを上げております。これも日本国内の当局、これは国税庁も含めですけれども、売り上げが幾らか全然把握できていなかったらしいんですけれども、アメリカの証券取引委員会に対してアマゾンから報告がなされた。どういった報告なのか、ちょっと私もよく、現物を見たわけじゃないんですけれども、朝日新聞の報道によれば、日本での売り上げが年間七千三百億円だと報じられております。

通常、外国企業が日本国内で事業を行った場合、恒久的施設があればの話ですけれども、アマゾンの場合はないんですけれども、事業所得課税が行われまして、それは大体、法人税見合いの額になります。ところが、アマゾンの場合、実際に本とかを配送していますので、大きな倉庫を建設したりですとか、実際に運送会社と契約してなんでしょうけれども、日本郵政ですとかも含めて、そういったところとの契約でもって、日本では恒久的施設がないということをお願いとして、事業所得課税もなされていないというふうに

聞きます。これは大変大きな問題だと思います。我が国国内でそれだけの売り上げを上げておきながら、事業所得課税が全く行われていない。

これこそ、取引高税ですとか、法人税見合いの外形標準課税なり導入すべきじゃないかなというふうに私自身は思いますけれども、これに対してどう対処するか、具体案は別として、どのように財務省としてお考えなのか、お考えをお聞かせください。これで最後の質問とします。

○M副大臣 先ほども若干関係あるようなお話を申し上げましたけれども、確かにそういった状況というのは大いに検討を要するといえますか、考慮に値するというふうに思いますが、一般論として、やはり新税ということになりますと、合理的な課税根拠があるか、経済にどのような影響を与えるか、公平で効率的な課税が可能か、あるいは既存の税制との関係等々、幅広い検討が必要になってこようかと思えますし、先ほど申し上げました、我が国の企業もやはりそのような活動を外国でしようというところもあるわけでありますので、そこら辺を総合的に考えて検討していきたいと思えます。

○S委員 しっかりと国益を守る税制をこれからつくっていただきたいと思えます。

終わります。

(…以下、略)